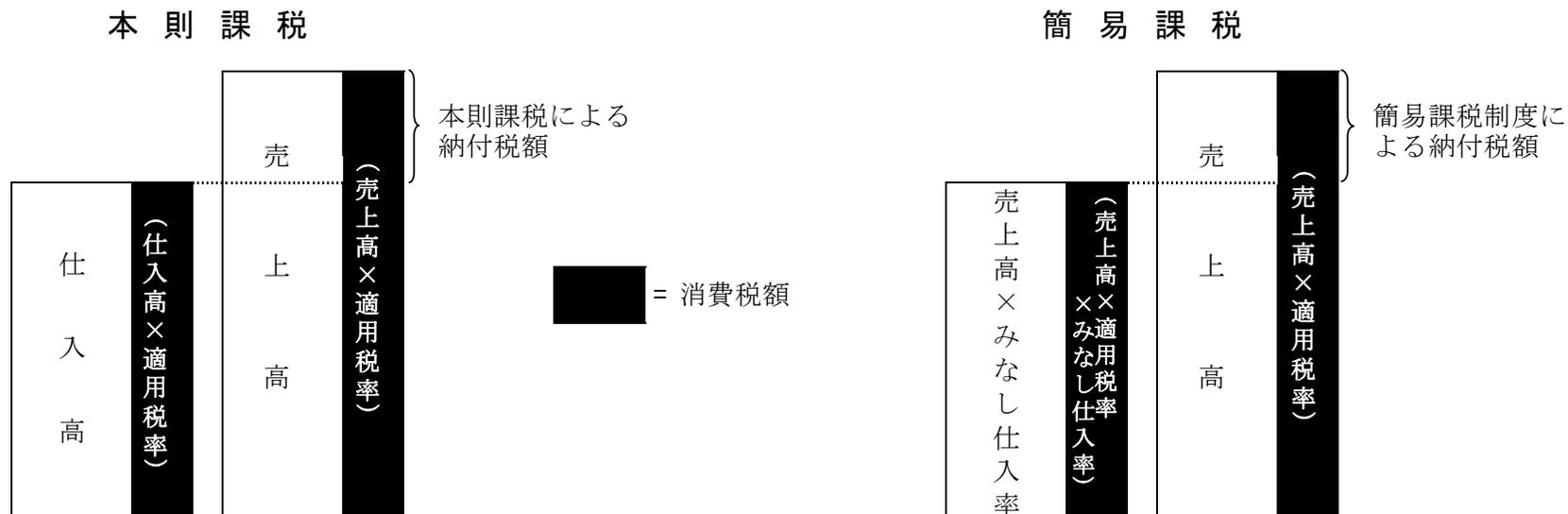


簡易課税制度の概要

- 簡易課税制度は、売上高のみで納付税額を計算する制度
→ 仕入税額控除を行うに当たり、請求書等の保存は不要
- 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置



- **適用要件** = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- **みなし仕入率** = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 ^(注1)	製造業等 ^(注1)	サービス業等 ^(注2)	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。

(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

※ 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。